

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税の更正処分等取消請求控訴事件  
国側当事者・国(芦屋税務署長)  
平成20年6月12日棄却・上告

### 判 示 事 項

- (1) 損金経理の意義(原審判決引用)
- (2) 控訴人会社の損益計算書には、役員退職金を費用又は損失とする記載はなかったから、控訴人会社は、本件役員退職金につき「確定した決算」において損金経理していないとされた事例(原審判決引用)
- (3) 法人税の確定申告書の別表四において、役員退職金を減算処理して所得から差し引いていること、同別表四に計上されている損金の額に算入した納税充当金の金額が損益計算書に記載された「法人税・住民税及び事業税額」と同じ金額であったとしても、別表四、五は、確定した決算を前提に作成された税務申告書類であるものの、「確定した決算」そのものを表示するものではないから、これをもって確定した決算において損金経理がなされているということとはできないとされた事例
- (4) 利益積立金から支給した役員退職金を損金処理するための具体的方法
- (5) 本件役員退職金を損金として処理したとの控訴人会社の主張が、損金経理の前提となる仕訳を行わないまま、単に別表四において、役員退職金を所得金額から減算する調整(申告調整)を行うという控訴人会社の会計処理の方法では、本件役員退職金を損金として処理したとは認められないとして排斥された事例
- (6) 役員退職金の損金処理の方法については、統一した方法が通達等により定められているわけではないから、役員退職金を損金として処理する意思が決算書類の書類中に表れていれば、税法上損金として認められるべきであるとの控訴人会社の主張が、旧法人税法36条(過大な役員退職給与の損金算入)においては、役員退職金を損金として処理することも利益処分として処理することも認められていたのであるから、法人がどちらの意思であるかは、確定した決算の中で明らかにされるべきであるところ、控訴人会社の経理処理からは、役員退職金を損金経理する意思が明確にされていたとは認められないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (7) 損益計算書の「法人税・住民税及び事業税額」の欄に金額が記載され、本件役員退職金を損金に算入することを前提とした税額が計上されていることをもって、控訴人会社の株主が本件役員退職金を損金算入する意思で決算を承認したものであることは明らかである旨の控訴人会社の主張が、上記「法人税・住民税及び事業税額」欄の記載は、本件役員退職金を損金経理していると考えても矛盾が生じるとはいえないという程度の記載にすぎず、そもそも、上記「法人税・住民税及び事業税額」欄の記載から、控訴人会社の株主が本件役員退職金を損金算入する意思であったと読みとることはできないとして排斥された事例
- (8) 本件のように確定申告書に記載された税額が正しく、添付書類である決算書類に記載不備があるにすぎない場合には、決算書類の表示と法人の内心の効果意思(損金算入するという意思)との間に一種の錯誤があったものとして、法人税の申告期限後であっても、決算書類の記載不備の訂正が許されるべきであるとの控訴人会社の主張が、本件は単なる決算書類の記載不備の訂正に当たらない上、確定した決算に基づく損益計算書に錯誤があるとして、その変更が認められるのは、その錯誤が客観

的に明白かつ重大であって、租税法規の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、法定の方法によらないで記載内容の錯誤を主張することは許されないと解される（最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決）、控訴人会社の指摘する諸事情をもって、上記特段の事情があるとは認めることはできないから、確定した決算に基づく損益計算書の差替えは許されないとして排斥された事例

- (9) 一定の要件が満たされる場合、税務職員は納税者の真意を確認し、その真意が実現されるように申告書その他の書類を是正させる機会を与える義務を負うと解すべきである旨の控訴人会社の主張が、課税庁の職員に、常に、納税者の真意確認等の義務があるとするのは、過重な負担を負わせるもので相当ではなく、本件においても、控訴人会社に対し、同社が本件役員退職金につき損金処理する意図であることを前提に、その真意を確認し、不備を是正する機会を与える義務があったとは解されないとして排斥された事例（原審判決引用）

### 判 決 要 旨

- (1) 損金経理とは、法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいい、確定した決算とは、その決算に基づく計算書類につき株主総会等の承認があった場合の当該決算をいうと解される。
- (2)・(3) 省略
- (4) 利益積立金から支給した役員退職金を損金処理するための具体的方法については、法人において、役員退職金の損金経理を行う前提となる仕訳を行った上で、当該仕訳に基づいて当該役員退職金を費用又は損失として経理した損益計算書を作成し、法人の定時株主総会等においてその承認を受ける必要がある。そして、損金経理を行うに当たり利益積立金の取崩しを収益として処理する場合、当該取崩益については、前事業年度以前において課税済みの利益積立金に関するものであることから、そのままであれば二重に課税されることになるため、別表四において、当該取崩益の金額を所得金額から減算する調整（申告調整）を行うことになる。
- (5)～(9) 省略

（第一審・神戸地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成19年6月1日判決、本資料257号－113・順号10722）

判	決
控訴人（原告）	株式会社A
代表者代表取締役	甲
訴訟代理人弁護士	宗藤 泰而
同	武田 純
被控訴人（被告）	国
代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	芦屋税務署長
	長谷部 博
被控訴人指定代理人	山崎 英司
同	原田 久
同	岩元 互
同	露口 穰

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 芦屋税務署長が控訴人に対し、平成16年6月2日付けでした法人税の更正処分のうち、所得金額1509万0174円及び差引所得に対する法人税額381万5100円を超える部分を取り消す。
- 3 芦屋税務署長が控訴人に対し、前同日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、芦屋税務署長が、控訴人に対し、控訴人の事業年度である平成16年1月期の確定申告書に関し、役員退職金の損金算入はできないとして法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたところ、控訴人が、役員退職金を損金算入すべきであること及び税務調査の手續が違法であることを理由に、上記各処分の取消しを求めたのに対し、原審裁判所がこれをいずれも棄却したため、これを不服とする控訴人が控訴した事案である。

### 2 当事者の主張

争いのない事実及び容易に認定できる事実、並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり加除訂正するほか、原判決「事実及び理由」欄第2「事案の概要」の1ないし4（原判決2頁11行目から18頁10行目まで）に摘示するとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁24行目の「本件」を「平成16年4月」と改める。
- (2) 同4頁12行目の「処分理由として、」の後に「平成16年1月期の」を、同頁15行目の「されていないので、」の後に「法人税法第36条の規定により、」を加える。
- (3) 同6頁25行目の「所得の金額」の後に「又は欠損金額」を加える。
- (4) 同8頁7行目、同11頁13行目の「取崩額」を削除する。
- (5) 同13頁20行目の「不当に高額な場合」を「不相当に高額な部分の金額（法36条）」と改める。

### 3 当審における控訴人の主張

- (1) 平成15年1月期と平成16年1月期に係る定時株主総会における株主の意思について

ア 控訴人が、「第39期利益処分（案）」に本件役員退職金を計上したのは、過去の決算の際に利益処分をして積み立ててきた「役員退職金積立金」について、実際にこれを取り崩して特定の役員に支給する際には、株主内から異論が出ないよう、念のため再度利益処分案に計上して株主総会の承認を得ておくことが望ましいと考えたからであり、本件役員退職金を損金に算入するかどうかとは関係がない。控訴

人は、同族会社とはいえ、兄弟で運営されており、株主間の意見対立も皆無ではない。本件役員退職金について、いったん8531万4000円の退職金支給が決議されながら、その後5000万円に減額修正の決議がされたのも、このような内部的事情による。

したがって、控訴人は、平成15年1月期の決算を承認する段階で、本件役員退職金を損金算入せずに利益処分として支払うことを意図していたわけではない。

イ そして、このことを裏付けるように、平成15年1月期の確定申告書の別表四においては、「処分」の「社外流出」欄に本件役員退職金5000万円の記載はない一方で、同別表五(一)においては、「当期利益金処分等による増減」欄に「役員退職金積立金△50,000,000円」、「役員退職慰労金50,000,000円」を計上し、本件役員退職金を社外流出として処理せず、内部に留保する処理を行っている(甲7の2)。

ウ 同族会社においては、留保された過去の利益積立金について、特別の課税(同族会社の留保金課税)がされることになっており、仮に平成15年1月期の決算で、利益処分により役員退職金を支給し、利益積立金を「社外流出」させる意図であったならば、上記別表四及び五(一)において、社外流出させる金額を計上することにより、留保金課税を少なくしておかなければならない。そうしなければ、留保金課税を無駄に支払うことになるからである。ところが、控訴人はこのような経理処理を行っていないのであり、このことは、本件役員退職金を「配当」や「役員賞与」等とは区別して、平成16年1月期に損金算入する意図であったことを示している。

エ しかるに、控訴人のそうした意図にもかかわらず、本件の税務調査時において控訴人の留保処理(別表五の処理)についてこれを流出処理とするように調査担当者(統括官)が強く主張し、控訴人がその修正を拒否し応じなかったため、被控訴人は、平成15年1月期の当該処理を流出としてあえて留保金課税を減額更正した。この減額更正の真意は、平成16年1月期での本件役員退職金の損金否認を予定して、その直前期における控訴人の未払役員退職金への振替(留保金のままとする)をあえて流出として処理して役員退職金の損金算入否認の論理の平仄合わせを意図して強行主張したものと推定せざるを得ない。

## (2) 控訴人が決算修正を申し出た経緯について

ア 控訴人は、平成16年5月16日付けで「未払役員退職金取崩益」5000万円と「役員退職金」5000万円を「特別利益」と「特別損失」の部に両建経理する内容の決算修正を行い、同月19日に「弊社第40期(平成16年1月期)決算書及び法人税申告書の一部差替えについての経緯とお願い」と題する文書に、修正後の損益計算書を添付して芦屋税務署長に提出した(乙2の2)。

イ そして、本件役員退職金を損金に算入した控訴人の平成16年1月期の損益計算書では「法人税・住民税及び事業税額」の欄に「595万6100円」と記載され、本件役員退職金を損金に算入することを前提とした税額が計上されているのであるから、控訴人の株主が本件役員退職金を損金算入する意思で決算を承認したものであることは明らかである。

したがって、控訴人が行った上記決算修正は、損益計算書の形式的記載を控訴人

の株主の意思に合わせて表示上訂正しただけのことであり、上記決算修正により株主総会の意思決定が実質的に変更されたという事情はないから、申告期限後であっても、単なる記載不備の訂正として許容されるべきである。

ウ 本件のように確定申告書に記載された税額が正しく、添付書類である決算書類に記載不備があるにすぎない場合、控訴人としては、自ら申告した税額を適正と認めってもらうために、更正の請求という税法上の手続を取ることは不可能であるから、決算修正という方法での記載不備（過誤）の是正を一切認めないとすると、納税義務者の側には、過誤の是正をするための手続が一切なくなってしまう。これは、納税義務者の側にとってあまりにも過酷な事態である。

したがって、本件のような場合については、決算書類の表示と法人の株主の内心の効果意思（損金算入するという意思）との間に不一致があるという一種の錯誤があったものとして、法人税の申告期限前はもちろん、申告期限後であっても、決算書類の記載不備の訂正が許されるべきであり、本件は被控訴人の指摘する最高裁昭和39年10月22日第1小法廷判決の射程外にあり、これと同列に論じることは誤りである。

エ 仮に、本件のような錯誤についても、上記最高裁判決の判断基準で判断すべきだとしても、本件では、①確定申告書の記載内容には誤りがなく、正しい税額が申告されていること、②本件更正処分は損益計算書に「特別利益」と「特別損失」の両建経理が欠落したこと（最終損益には全く影響を与えない事項）を唯一の理由としていること、③その結果、控訴人が更正処分により追加で負担することとなった法人税額は1700万円と極めて多額に上ること、④本件については、申告書そのものに誤りがないことから、更正の請求は不可能であること、⑤本件では、被控訴人の調査担当者は、控訴人の損金算入の意思を知っていたと考えられるところ、これにつき全く控訴人に指導も助言もせず、単に書類の記載不備のみを理由として本件更正処分を行っていること等の諸事情を考慮すると、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、租税法規の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情のある場合に当たるといえるべきであるから、やはり決算修正が許されるべきである。

オ 課税庁の役割は、納税者に正しい経理の仕方や税務申告のあり方を指導し、実質課税の原則に適した適正な課税を実現する点にあり、納税者の決算書類の不備につけ込んで、本来は支払う必要のない税を強引に取り立てることにあるのではない。

カ したがって、控訴人の決算修正を拒否した被控訴人の措置は違法であり、本件では決算修正がされた後の損益計算書を確定した決算として取り扱うべきであるから、法人税法に定める「損金経理」の要件に欠けることなく、本件役員退職金は全額損金に算入されるべきである。

### (3) 本件更正処分の手続の違法について

ア 課税庁は、各納税者ごとに、申告内容のチェックと調査等を担当する部門を決め、これを納税者に送付する申告書別表1(1)の「所管」欄に表示している。この部門管理は厳格に守られており、納税者との窓口になったり、調査をするときは、表示されている部門が担当するのが一般的である。控訴人の平成16年1月期の「所管」

は「91」（一般に特管部門という。）であり（甲5）、通常の税務調査であれば、この特管部門が調査するのが本来であるのに、実際には第2部門の調査を受けた（乙8）。この第2部門は、課税庁に提出された全申告書のうち、「所管」部門に関係なく、特に大口又は悪質な申告漏れがあると認められる法人を調査する、いわゆる特別調査（それに準ずる調査を含む。）を担当する部門である。

これらのことから推察すると、被控訴人が「申告期限が延長されていることに気づかなかった」とか「事前通知をした後に、役員退職金の問題に気づいた」等ということは到底考えられない。むしろ、控訴人の確定申告書を見た職員が多額の役員退職金に問題があることにいち早く気づき、どうしても第2部門の調査事項として確保したいがために、「所管」に関係なく第2部門が調査を担当することに決めたと推察される。

イ 被控訴人は、「調査の決定は、前回の調査から3年経過していることや売上規模、過去の調査実績等から判断した。」と主張するが、調査の間隔が短すぎることや、調査の結果、他に更正事項がなかったことからみても、初めから役員退職金に焦点を絞って、調査を決定したことは明らかである。

本件では、「所管」部門の変更自体に、調査実績を上げたいとの課税庁の意図がうかがわれるのであり、このような課税庁の都合に狙い撃ちされた控訴人が本件更正処分を納得できるわけではない。いかなる部門であれ課税庁（職員）は、国家公務員法及び行動規範を遵守して職務を執行すべきであって、申告期限前に調査の事前通知をして、申告を訂正する機会を奪うなどといった行為は許されるべきではない。

よって、本件更正処分は、課税手続に違法があるから取り消されるべきである。

#### 4 当審における被控訴人の反論

(1) 当審における控訴人の上記主張はすべて争う。

(2) 平成15年1月期と平成16年1月期に係る定時株主総会における株主の意思について

ア 本件役員退職金を支払うことについて株主から異論が出る可能性があるため「第39期利益処分(案)」への本件役員退職金の記載を行ったという控訴人の弁明は、いかにも不自然であり、かかる弁明では、その後の控訴人の会計処理は到底説明しきれないのであって、控訴人の主張は失当である。

イ そもそも、法人税確定申告書は、株主総会で承認される計算書類ではなく、損金経理とは無関係の書類であるから、控訴人主張の当該留保の処理をもって控訴人が本件役員退職金を損金算入する意図であったとはいえない。むしろ、当該留保の処理は、その後行われた控訴人の本件役員退職金に係る会計処理が一貫して利益処分を示すものであることから、税務上の処理における控訴人の単なる申告調整のミスと解する方が自然である。

なお、留保金課税については、本件役員退職金を利益処分とする株主の意思に沿って、芦屋税務署長が平成16年6月2日付けで控訴人の平成15年1月期に係る法人税の減額更正を行っており、本件において留保金課税相当額の二重課税は生じていない。

ウ 控訴人は、芦屋税務署長による減額更正に関して、これまで主張さえしていなか

った新たな事実を作出した上で強引な推定を主張するものであり、控訴人の同主張は不当な憶測である。

(3) 決算修正について

ア 控訴人の株主の意思は、法人税法上も企業会計上も本件役員退職金を利益処分として処理することにあつたのであり、控訴人が本件決算書において両建経理の省略を行ったとも認められない。それにもかかわらず、控訴人は、本件役員退職金を損金処理する意図であつたこと及び本件決算書の誤りが単なる両建経理の省略にすぎないことを述べて、本件決算書の差し替えが認められるべきであるとするものである。かかる控訴人の主張は、従前の会計処理に全く現れていなかったところに控訴人の真意があるとするもので、確定決算における控訴人の株主の意思に矛盾し、会計処理上、本来控訴人が予定していなかった両建経理の追記を認めるものであり、許されない。

イ 確定申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であつて、租税法規の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、法定の方法によらないで記載内容の錯誤を主張することは許されないものと解すべきである（最高裁昭和39年10月22日第1小法廷判決・民集18巻8号1762頁）。そして、役員退職給与の損金算入にみられるように、法人税法は、譲渡所得の計算原理ないし計算方法のかんりの部分につき確定決算基準を採用し、経理につき法人に選択の余地を認めていることに照らせば、上記錯誤の主張を認めるべき特段の事情がある場合とは、株主総会の決議の無効若しくは取消しの確定判決に基づく決算の変更又は行政官庁の命令等による決算の変更があつた場合など、法人の意思に基づかない外部的事情により決算が変更された場合に限定されると解するのが相当である。

したがって、確定した決算に基づく損益計算書の変更が認められるのは、上記のような外部的事情により決算が変更された場合に限定されること、本件において、上記のような外部的事情は認められないことが明らかであるから、確定した決算に基づく損益計算書の差替えは認められない。

第3 当裁判所の判断

【判示(1)】 1 当裁判所も控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断するが、その理由は以下の  
～(4) とおり加除訂正するほか、原判決「事実及び理由」欄第3「当裁判所の判断」の1ない  
・(9) し3（原判決18頁12行目から26頁25行目まで）に認定・説示するとおりである  
から、これを引用する。

【判示(5)】 (1) 原判決20頁13行目の「確定した決算」から同頁14行目の「申告書類である」までを「確定した決算を前提に作成された税務申告書類であるものの、「確定した決算」そのものを表示するものではない」と改める。

(2) 同20頁25行目から同26行目の「正確には「本件役員退職金」そのものにはならないと解される」を「所得としての「退職積立金取崩益」であつて「役員退職金」そのものではない」と改める。

(3) 同21頁1行目の後に行を改めて以下のとおり加える。

## 【判示(6)】

「加えて、本件のように利益積立金から支給した役員退職金を損金処理するための具体的方法については、法人において、役員退職金の損金経理を行う前提となる仕訳を行った上で、当該仕訳に基づいて当該役員退職金を費用又は損失として経理した損益計算書を作成し、法人の定時株主総会等においてその承認を受ける必要がある。そして、損金経理を行うに当たり利益積立金の取崩しを収益として処理する場合、当該取崩益については、前事業年度以前において課税済みの利益積立金に関するものであることから、そのままであれば二重に課税されることになるため、別表四において、当該取崩益の金額を所得金額から減算する調整（申告調整）を行うことになる。したがって、上記損金経理の前提となる仕訳を行わないまま、単に別表四において、役員退職金を所得金額から減算する調整（申告調整）を行うという会計処理の方法は認められないのであって（乙9の1ないし5）、この点からしても、控訴人が本件役員退職金を損金として処理したとは認められないというべきである。」

(4) 同21頁10行目の「のうち、」を削除する。

(5) 同24頁5行目の「は至らなかった」を「足りる資料の収集には至らなかった」と改める。

### 2 当審における控訴人の主張について

(1) 平成15年1月期と平成16年1月期に係る定時株主総会における株主の意思について

ア 「第39期利益処分（案）」（乙3）の記載に関する解釈は原判決に説示（原判決21頁9行目から同13行目まで）するとおりであり、しかも、別表四及び五(一)を含む法人税確定申告書が、株主総会で承認される計算書類、すなわち「確定した決算」そのものを表示するものでないことは上記説示のとおりであるから、別表四及び五(一)の記載内容をもって「確定した決算」を推認すべきであるとする控訴人の主張は採用することができない。

イ また、控訴人の平成15年1月期に係る法人税の減額更正に関する前記第2の3(1)(エ)の主張は、被控訴人の平成20年2月5日付け第2準備書面（9頁20行目以下）における当該留保の処理に関する主張に対して、これに反論する形で平成20年3月3日付け準備書面（4頁12行目以下）において初めて主張されたものであり、このような主張の経緯に照らしても、控訴人の上記主張は推測の域を出るものではなく、これを採用することはできない。

(2) 決算修正について

ア 控訴人は、平成16年5月16日付けで「未払役員退職金取崩益」5000万円と「役員退職金」5000万円を「特別利益」と「特別損失」の部に両建経理する内容の決算修正を行い、同月19日に「弊社第40期（平成16年1月期）決算書及び法人税申告書の一部差替えについての経緯とお願い」と題する文書に修正後の損益計算書を添付して芦屋税務署長に提出したことが認められる（乙2の2、乙8、原審証人乙）。

イ ところで、控訴人は、平成16年1月期の損益計算書の「法人税・住民税及び事業税額」の欄に「595万6100円」と記載され、本件役員退職金を損金に算入することを前提とした税額が計上されていることをもって、控訴人の株主が本件役

員退職金を損金算入する意思で決算を承認したものであることは明らかである旨主張する。

**【判示(7)】**

しかしながら、原判決の説示するとおり、上記「法人税・住民税及び事業税額」欄の記載は、本件役員退職金を損金経理していると考えても矛盾が生じるとはいえないという程度の記載にすぎず、そもそも、上記「法人税・住民税及び事業税額」欄の記載から、控訴人の株主が本件役員退職金を損金算入する意思であったと読みとることはできないというべきである。

したがって、控訴人の行った上記決算修正が、損益計算書の形式的記載を控訴人の株主の意思に合わせた表示上の訂正にすぎないものと評価することはできない。

ウ 次に、控訴人は、本件のように確定申告書に記載された税額が正しく、添付書類である決算書類に記載不備があるにすぎない場合には、決算書類の表示と法人の株主の内心の効果意思（損金算入するという意思）との間に一種の錯誤があったものとして、法人税の申告期限後であっても、決算書類の記載不備の訂正が許されるべきである旨主張する。

**【判示(8)】**

しかしながら、本件が単なる決算書類の記載不備の訂正に当たらないことは上記説示のとおりである上、確定した決算に基づく損益計算書に錯誤があるとして、その変更が認められるのは、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、租税法規の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、法定の方法によらないで記載内容の錯誤を主張することは許されないと解される（前掲最高裁昭和39年10月22日第1小法廷判決）、控訴人の指摘する諸事情（前記第2の3(2)エ①ないし⑤）をもって、上記特段の事情があると認めることはできないから、確定した決算に基づく損益計算書の差替えは許されないというほかない。

なお、控訴人は、株式を公開している企業について錯誤を理由とする決算修正が実務上しばしばなされているとして甲第23号証の1ないし4を提出するが、本件は確定した決算の修正が許されるかどうかの問題であるから、上記甲号各証をもってしても上記判断を左右するものではない。

(3) 本件更正処分の手続の違法について

この点に関する控訴人の主張（前記第2の3(3)）は、本件更正処分をもって、要するに税務調査の業績を上げたい課税庁が控訴人を狙い撃ちした違法なものであるというのであるが、その立論は、客観的証拠に基づかないものであって、控訴人の推測、推論の域を出るものではないから、採用することができず、控訴人の信義則違反の主張が認められないことも原判決の説示するとおりであり、他に本件更正処分の手続に違法な点は認められない。

3 以上の次第で、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 大和 陽一郎

裁判官 黒岩 巳敏

裁判官 市村 弘